

「消費生活かるた」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県消費生活センター（以下、「センター」という。）が作成した「消費生活かるた」の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 消費者被害の未然・拡大防止及び消費者意識の向上を図るために使用し、効果的に啓発することを目的とする。

(使用の範囲)

第3条 センターホームページで公開している「消費生活かるた」のページ内にあるデザイン、文章等とする。

(使用の届出等)

第4条 「消費生活かるた」を使用しようとする者は、あらかじめ「消費生活かるた」使用届出書（様式第1号）をセンター所長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は「使用届出書」を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 県関係機関が使用するとき。
- (3) 愛媛県内の各市町の消費生活相談業務として使用するとき。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は「消費生活かるた」の使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 営利目的と考えられるとき。
- (3) その他、「消費生活かるた」の使用が適当でないと認められるとき。

(使用上の遵守事項)

第6条 「消費生活かるた」を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「消費生活かるた」の内容の改変を行わないこと。
- (2) 出典が「愛媛県消費生活センター」である旨を明記すること。
- (3) その他、センター所長の指示する使用条件に従うこと。

(損失補償等の責任)

第7条 センター所長は、「消費生活かるた」の使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(使用状況の報告)

第8条 センター所長は、使用者に使用状況の報告を求めることができるものとする。
使用者は、センター所長より報告を求められた場合は、使用状況を報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。